

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																																																				
堺警察署	<p>契約などの支出負担行為をするときは、経費支出伺書を作成し、事前に決裁を得なければならないが、原動機付自転車の修繕に係る下記の契約（すべて同一の業者に発注）については、いずれも大阪府財務規則の解釈を誤り、発注前に経費支出伺書を作成せず、受注者からの請求後に行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="507 674 1302 1776"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>経費支出伺の起案日</th> <th>請求書の日付</th> <th>支出額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>23,990</td></tr> <tr><td>2</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>12,260</td></tr> <tr><td>3</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>12,140</td></tr> <tr><td>4</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>89,780</td></tr> <tr><td>5</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>67,820</td></tr> <tr><td>6</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>1,570</td></tr> <tr><td>7</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>24,340</td></tr> <tr><td>8</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>8,480</td></tr> <tr><td>9</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>26,670</td></tr> <tr><td>10</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>2,320</td></tr> <tr><td>11</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>7,750</td></tr> <tr><td>12</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>32,910</td></tr> <tr><td>13</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>13,750</td></tr> <tr><td>14</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>7,750</td></tr> <tr><td>15</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>3,580</td></tr> <tr><td>16</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>7,750</td></tr> <tr><td>17</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>31,280</td></tr> <tr><td>18</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>7,750</td></tr> <tr><td>19</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>23,270</td></tr> <tr><td>20</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>59,320</td></tr> <tr><td>21</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>4,720</td></tr> <tr><td>22</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>16,440</td></tr> <tr><td>23</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>34,490</td></tr> <tr><td>24</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>13,750</td></tr> </tbody> </table>	NO.	経費支出伺の起案日	請求書の日付	支出額(円)	1	平成29年6月12日	平成29年5月31日	23,990	2	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12,260	3	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12,140	4	平成29年6月12日	平成29年5月31日	89,780	5	平成29年6月12日	平成29年5月31日	67,820	6	平成29年7月3日	平成29年6月30日	1,570	7	平成29年7月3日	平成29年6月30日	24,340	8	平成29年7月3日	平成29年6月30日	8,480	9	平成29年7月3日	平成29年6月30日	26,670	10	平成29年7月3日	平成29年6月30日	2,320	11	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750	12	平成29年8月8日	平成29年7月31日	32,910	13	平成29年8月8日	平成29年7月31日	13,750	14	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750	15	平成29年8月8日	平成29年7月31日	3,580	16	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750	17	平成29年8月8日	平成29年7月31日	31,280	18	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750	19	平成29年8月8日	平成29年7月31日	23,270	20	平成29年9月5日	平成29年8月31日	59,320	21	平成29年9月5日	平成29年8月31日	4,720	22	平成29年9月5日	平成29年8月31日	16,440	23	平成29年9月5日	平成29年8月31日	34,490	24	平成29年9月5日	平成29年8月31日	13,750	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制の強化や、事務処理方法の見直しを行うことなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、契約事務担当者が大阪府財務規則の運用を誤って解釈し、請求書により金額が明らかになってから経費支出伺書を作成できると誤解していたことに加え、決裁時における幹部によるチェック機能が働いていなかったためである。</p> <p>幹部のチェック体制を再確認するとともに、業者と契約する際は、経費支出伺書による決裁後でなければ発注できないことを再認識し、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図った。</p>
NO.	経費支出伺の起案日	請求書の日付	支出額(円)																																																																																																				
1	平成29年6月12日	平成29年5月31日	23,990																																																																																																				
2	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12,260																																																																																																				
3	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12,140																																																																																																				
4	平成29年6月12日	平成29年5月31日	89,780																																																																																																				
5	平成29年6月12日	平成29年5月31日	67,820																																																																																																				
6	平成29年7月3日	平成29年6月30日	1,570																																																																																																				
7	平成29年7月3日	平成29年6月30日	24,340																																																																																																				
8	平成29年7月3日	平成29年6月30日	8,480																																																																																																				
9	平成29年7月3日	平成29年6月30日	26,670																																																																																																				
10	平成29年7月3日	平成29年6月30日	2,320																																																																																																				
11	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750																																																																																																				
12	平成29年8月8日	平成29年7月31日	32,910																																																																																																				
13	平成29年8月8日	平成29年7月31日	13,750																																																																																																				
14	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750																																																																																																				
15	平成29年8月8日	平成29年7月31日	3,580																																																																																																				
16	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750																																																																																																				
17	平成29年8月8日	平成29年7月31日	31,280																																																																																																				
18	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750																																																																																																				
19	平成29年8月8日	平成29年7月31日	23,270																																																																																																				
20	平成29年9月5日	平成29年8月31日	59,320																																																																																																				
21	平成29年9月5日	平成29年8月31日	4,720																																																																																																				
22	平成29年9月5日	平成29年8月31日	16,440																																																																																																				
23	平成29年9月5日	平成29年8月31日	34,490																																																																																																				
24	平成29年9月5日	平成29年8月31日	13,750																																																																																																				

NO.	経費支出伺の 起案日	請求書の日付	支出額 (円)
25	平成29年9月5日	平成29年8月31日	14,680
26	平成29年10月5日	平成29年9月30日	1,700
27	平成29年10月5日	平成29年9月30日	13,750
28	平成29年10月5日	平成29年9月30日	13,750
29	平成29年10月5日	平成29年9月30日	16,440
30	平成29年10月5日	平成29年9月30日	20,520
31	平成29年10月5日	平成29年9月30日	19,020
32	平成29年10月5日	平成29年9月30日	7,750
33	平成29年11月7日	平成29年10月31日	18,090
34	平成29年11月7日	平成29年10月31日	6,690
35	平成29年11月7日	平成29年10月31日	1,700
36	平成29年11月7日	平成29年10月31日	12,180
37	平成29年12月7日	平成29年11月30日	6,840
38	平成29年12月7日	平成29年11月30日	8,830
39	平成29年12月7日	平成29年11月30日	12,480
40	平成29年12月7日	平成29年11月30日	12,510
41	平成29年12月7日	平成29年11月30日	8,830
42	平成30年1月16日	平成30年1月13日	47,470
43	平成30年1月16日	平成30年1月13日	26,500
44	平成30年1月16日	平成30年1月13日	3,500
45	平成30年1月16日	平成30年1月13日	10,040
46	平成30年1月16日	平成30年1月13日	10,040
47	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1,080
48	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1,080
49	平成30年2月6日	平成30年2月1日	12,140
50	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1,080
51	平成30年3月7日	平成30年3月2日	17,060

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月1日から平成31年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																			
南堺警察署	<p>駐在所報償金は、駐在所勤務員の配偶者等に対し、駐在所勤務員の行う業務に協力した日数に応じて支給される謝礼金であり、年度当初に、駐在所勤務員の配偶者等を債権者とし、1年間分の報償金の額を支出負担行為額として経費支出伺を行い、各月の協力日数に応じて、その翌月に支払われる。また、人事異動等により、月の途中で駐在所勤務員が変わった場合は、前任者と後任者の配偶者等それぞれに対して日割りで支給される。</p> <p>平成30年3月30日付けの駐在所勤務員の異動に伴い、経費支出伺の変更の決裁（前任者の配偶者等（A）に対する2日間分の報償金の額の支出負担行為額の減額及び後任者の配偶者等（B）に対する2日間分の報償金の額を支出負担行為額とする新たな経費支出伺）が必要であったが、その手続を失念し、出納整理期間に行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="457 863 1543 1167"> <thead> <tr> <th rowspan="2">債権者</th> <th colspan="2">年度当初</th> <th colspan="2">人事異動後</th> </tr> <tr> <th>対象期間</th> <th>支出負担行為額</th> <th>対象期間</th> <th>支出負担行為額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31</td> <td>852,000円</td> <td>H29. 4. 1 ～ H30. 3. 29</td> <td>847,419円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>H30. 3. 30 ～ H30. 3. 31</td> <td>4,581円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 変更の経費支出伺の起案日：平成30年4月4日</p> <p>(2) 変更の経費支出伺の決裁日：平成30年4月4日</p>	債権者	年度当初		人事異動後		対象期間	支出負担行為額	対象期間	支出負担行為額	A	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31	852,000円	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 29	847,419円	B	—	—	H30. 3. 30 ～ H30. 3. 31	4,581円	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、当該案件の経費支出伺書の作成及び決裁が済んでいると思い込んでいたためである。</p> <p>人事異動等に伴う必要な事務手続が確実に、かつ、遅滞することなく行われるよう幹部のチェック体制を再確認するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図った。</p>
債権者	年度当初		人事異動後																			
	対象期間	支出負担行為額	対象期間	支出負担行為額																		
A	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31	852,000円	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 29	847,419円																		
B	—	—	H30. 3. 30 ～ H30. 3. 31	4,581円																		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月13日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
黒山警察署	<p>契約などの支出負担行為をするときは、経費支出伺書を作成し、事前に決裁を得なければならないが、下記の2件の契約については、いずれも発注前に経費支出伺書を作成することを失念し、請求書を受領するまで気付いていなかった。</p> <p>これにより、経費支出伺書の決裁が、(1)及び(2)の契約とも受注者からの請求後となっており、(2)については出納整理期間となっていた。</p> <p>(1)契約名称：強制採血  履行日：平成29年7月14日  請求日：平成29年8月16日  経費支出伺の起案日：平成29年8月21日  支出額：4,610円</p> <p>(2)契約名称：自動車修繕  納品日：平成30年3月12日  請求日：平成30年4月2日  経費支出伺の起案日：平成30年4月6日  支出額：1,500円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】  (支出負担行為)  第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、当案件に係る契約は既に行われているものと勘違いしたため経費支出伺の作成が遅れたものである。</p> <p>契約事務担当者だけでなく、決裁者である幹部に対して、契約案件の確実な把握と手続の進捗管理を徹底させるとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図った。</p>

監査(検査)実施年月日(委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月24日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>布施警察署</p>	<p>原動機付自転車修繕の単価契約（※）については、年度当初に、当該年度の予定数量を見込んだ支出負担行為額で経費支出伺を行い、各月の実績に応じて、その翌月に支払いを行っていた。</p> <p>平成30年3月に行った修繕に伴い当初の支出負担行為額では不足が生じることとなったが、翌月（4月）に請求書を受領するまで気付かなかったことにより、経費支出伺（支出負担行為）の増額変更の決裁が出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：原動機付自転車修繕  納品日：平成30年3月26日  請求日：平成30年4月9日  経費支出伺の起案日：平成30年4月12日  支出額：86,840円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※単価契約：あらかじめ数量を確定することができないために金額を確定し得ないものについて、その単価を契約の主目的として、一定の期間を区切って当該期間内において供給を受けた実績数量を乗じて得た金額の代価を支払うことを内容とする契約</p> </div>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、修理を依頼したにもかかわらず、当該修理に係る予算残額の確認を失念し、請求書を受領した際に支出負担行為額の不足に気付いたため、出納整理期間に変更経費支出伺を行ったものである。</p> <p>今後は、契約事務担当者だけでなく複数人で予算管理を行うことと、修理依頼した際の記録を徹底し、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月12日）